

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療対策	地域医療推進条例を起爆剤とした地域医療対策をいかに構築するか。市議会、益田赤十字病院、益田医師会、がんサロン、地域医療を守る市民の会から代表者を出し、圏域の医療環境をどうしたら良くするかを協議するネットワーク会議を構築して、それぞれの責任分担を決めて地域医療を良くするための施策を打たなければ、いつまでたっても安心して暮らせる地域はやってこないのではないかと。市民がみんなで地域の医療を考えなければ、将来ゴーストタウンになりかねない。	医療機関や市民など地域の関係者が協議し、一体となった取り組みを行うことは、極めて重要なことと考えています。県としては、国の地域医療再生基金を活用して「地域医療を守る普及啓発支援事業」により、地域課題に対する市町村・市民、医療機関等が連携した取り組みを支援しています。本事業も活用いただきながら、ご意見のようなネットワーク会議設置など、市の条例の趣旨に沿った関係者の連携体制を構築いただきたいと思います。なお、事業の申請窓口については、保健所になりますのでご相談ください。	回答のとおり	医療政策課
2	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	県内の圏域別医師不足・偏在の状況について	益田圏域が医療力の低下をきたしている理由は何か。	地方における医師不足は全国的な課題であり、その背景には、総医療費抑制や医師過剰を懸念した医師養成数の削減、初期臨床研修の必修化で研修医が自由に研修病院を選べるようになり、都市部の病院を選ぶ傾向となったことや専門医取得志向の強まりで、大学医局入局者が減少し、大学の医師供給能力が後退していることなどがあります。	国に対し、医師不足解消に向けた対策を引き続き要望して参ります。	医療政策課
3	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療対策	島根県医療機能情報システムは整備されていると聞くが説明いただきたい	医療機能情報システムについては、平成19年3月に国において医療機能情報提供制度実施要領が制定され、それを受け島根県においてもインターネットを活用した医療機能情報システムを平成19年度に整備し平成20年4月から医療情報提供を行っているところです。この制度の目的は、病院、診療所等有する医療機能に関する情報（診療科や診察日、施設情報等）について、病院等に報告を義務づけ、県はその情報を住民・患者に対して分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的としています。このシステムはインターネットによる情報提供のため、インターネット環境のない方については、電話等による照会への対応も実施しています。	回答のとおり	医療政策課
4	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	医療機関（専門医）の確保について	患者にとっていざというときに、すぐ頼れる病院が少ないのはとても不安。また、遠方の医療機関にいつもかかるのも大変。さらに、益田地区と東部の差も大きいと思われるので、解消してもらいたい。	離島・中山間地域のみならず、益田圏域を始めとした県西部の医療圏では、医師をはじめとした医療従事者が不足している状況にあり、特にここ数年は市部の中核的な病院においても、その機能が低下する状況にあります。このため、県は、医療従事者確保のための様々な施策を講ずるとともに、場合によっては圏域を越えた医療機関間の連携を促進しながら、医療機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援しているところです。中でも、医師確保については、今後、県の奨学金の貸与を受けた医師等が多数輩出されることから、このような医師が県内に定着することが重要と考えており、地域医療支援センターを設け、医師のキャリア形成支援を通じ、その促進を図っていくこととしています。また、呼ぶ、育てる、助ける、の3本柱での従来からの医師確保対策も引き続き実施していきます。このように、できるだけ身近なところで医療の提供が受けられるよう、医師確保に全力をつくしていきますが、疾患によっては、どうしても遠方の専門医療機関でないと対応できないこともあります。その場合でも、専門医療機関で治療方針の決定や薬の処方を行い、日常の治療は、かかりつけ医等の近くの医療機関に受診する等、医療機関間の連携をうまく図ってフォローしているケースもあります。しませぬ難病相談支援センター、または、保健所にご相談してください。	回答のとおり	医療政策課
5	06益田	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療提供体制の確保について	医療保険を強制保険として住民に課している以上、「いつでも、どこでも、だれでも」が、安心安全な医療を反対給付として受益する権利があると思われるが、三次医療や高度先進医療まで各圏域で整備するというのは、医療資源の効率化や負担からみて過剰投資の感否めない。県と国、各圏域で整備されなければならない最低限かつ標準仕様の医療機能はどの程度なのか、見解を示してもらいたい。	平成20年度に改定した「島根県保健医療計画」では、いわゆる二次医療圏とは、高度、特殊、専門的な医療を除く通常の入院医療に対応し、健康増進から疾病予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な医療提供体制の整備を進める圏域とされています。また、高度、特殊、専門的な医療サービスは全県を区域とする、三次医療圏で提供することとされています。加えて、この計画では、意見のように、限られた医療資源の中で患者により良い医療を提供するために初期から三次医療までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携が重要とされています。そうしたことから、「各圏域で整備されなければならない最低限かつ標準仕様の医療機能はどの程度なのか」ということに関しては、画一的な基準ではなく、地域の実情に応じて対応することが必要であると考えています。例えば、益田圏域の救急医療であれば、初期の救急医療については、津和野共存病院、入院を必要とする救急患者に対する医療については、益田赤十字病院や六日市病院など、重篤な救急患者に対する救命医療については、県立中央病院や浜田医療センターなどが、保健医療計画の圏域計画で位置付けられ、役割分担の上、連携することとされています。しかし、益田圏域を始めとした県西部の医療圏では医師をはじめとした医療従事者が不足している状況にあり、また、それぞれの役割が十分に果たせていない状況もあることから、県としては、医療従事者確保のための様々な施策を講ずるとともに、場合によっては圏域を越えた医療機関間の連携を促進しながら、医療機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援していくことが必要であると考えています。	回答のとおり	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
6	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	県内の圏域別医師不足・偏在の状況について	臨床研修医制度発足以来、研修医の志望は「学位取得」ではなく、「専門医」志望であり、研修プログラムの確立している病院とマッチングしている。益田圏域（また県内の）指導医とマッチング成立の状況を問う。	2012年度版の島根県臨床研修指定病院ガイドブックによりますと、県内の臨床研修指定病院は7病院あり、指導医数は300人を越えており、益田赤十字病院には、7名の指導医がいます。益田赤十字病院では、2名の初期臨床研修医を募集していましたが、平成23年度の初期臨床研修医のマッチング成立者はおりませんでした。また、島根県内の臨床研修病院全体での募集定員96名に対し、45名がマッチング成立したところです。	平成24年度の初期臨床研修医のマッチ者数について、益田赤十字病院では2名、県内の臨床研修病院全体では、募集定員97名に対し、50名となっています。	医療政策課
7	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	県内の圏域別医師不足・偏在の状況について	医師の人事権はどこにあるのか。	医師が勤務する医療機関は、本人の希望や各大学医局の医師養成に対する考え方で決まるものと考えています。	回答のとおり	医療政策課
8	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	看護師養成施設卒業後の状況について	県内看護学院出身者の進路等はどのようになっているのか	県内の看護師等養成施設（大学～准看護学校。9施設）からは、毎年290人程度が看護職として就業しているところです。うち、県内就職者は過去5年平均185人であり、県内就職率は平成18年の59%から平成22年度は68%にアップしています。地元の県立石見高等看護学院については、平成20年度から導入した地域推薦枠の看護学生が、今春卒業を迎え、今後も順次卒業してくるので期待しているところです。	回答のとおり	医療政策課
9	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	看護師の本県の状況について	7対1看護配置の状況については、どのようになっているのか	いわゆる7対1看護配置（7対1入院基本料制度）は、平成18年度の診療報酬改定において設けられたもので、県内では9病院が導入しています。この制度は、急性期の入院患者に手厚い看護を提供するため、患者7人に対して1人の看護職員が配置されるものであり、この点では患者にとって有意義なものと考えています。また、結果的に、導入する病院において看護職員の勤務環境に一定のゆとりをもたらすことも期待されていますが、現状では、必ずしもそのような状況になっていない場合もあります。7対1看護配置を行う場合、看護職員の増員が必要となり、若い看護職員を短期間で多く採用するため、その指導に時間が割かれることもあり、中堅看護職員に負担がかかることや一方で、産休・育休を取る若い看護職員が、数年後には集中し、その補充として新たに新人看護職員や非正規職員を採用することになることも、現場のゆとりが持てないと言われる原因と考えられます。こうした状況に対応するために、「院内保育所の整備」や「新人看護職員研修」、「指導担当職員研修」など、勤務環境の改善を図ることなどが、重要であると考えます。県としては、今後とも、医療現場において、適切な医療が提供され、働きやすい環境づくりが進むよう、こうした取組みを支援していきます。	回答のとおり	医療政策課
10	06益田	02地域医療対策	02医療従事者	助産師の本県の状況について	・助産師外来の実績や今後の見通し	県内の分娩取扱施設は、平成23年7月現在、病院13施設、診療所8施設、助産所1施設となっています。23年4月の調査では、助産師外来は7施設（5病院＋2診療所）で、院内助産は2施設で開設されています。今後の開設意向については、助産師外来は23年度中の開設予定が1施設となっています。	助産師外来が新たに1施設開設され（松江市立病院）、平成24年3月現在では、助産師外来は8施設（6病院＋2診療所）となりました。また、24年度当初、医療機関へ開設意向調査を実施することとしております。	健康推進課
11	06益田	03地域保健対策	02難病対策	難病患者に対する就職支援について	昨今の不況による就職難で、難病患者には更に不利な状況にあると思われます。病気を理由に離職せざるをえなかった場合にも、手に職をつけ、再就職に役立てるために、パソコン教室などの職業訓練校を益田地区に造るなど充実させて欲しい。	益田市に西部高等技術校（益田市高津四丁目7-10）を設置しており、パソコン訓練科としては、OAシステム科（1年課程）と、事務ワーク科（半年課程）があります。離転職者を対象として、民間の教育機関等に委託して行う委託訓練も実施しており、パソコン教室も実施予定としています。また、同校には、今年度から、障がい者を対象とする総合実務科を設置し、最初、3ヶ月間、就職に必要な知識やマナーを習得した後に、2ヶ月間、事業所などで、作業を実施する力を習得する訓練を実施しています。さらに、企業、社会福祉法人等の委託先を活用して、製造加工、販売サービス等の職業訓練を実施する障がい者委託訓練を実施しています。障がい者訓練については、ハローワークが訓練の必要性を判断し、受講あつせんをすれば受講可能です。障がい者手帳の要不要等は、ハローワークが判断しますが、いずれにしても、どのような訓練コースが適当かは、本人の状況や意向によって左右されるため、ハローワークや西部高等技術校での相談が重要です。	回答のとおり	健康推進課
12	06益田	03地域保健対策	02難病対策	学校の養護教諭に対しての難病の研修について	炎症性腸疾患は、10代での発症が多く、中学生や高校生の患者も増えてくると思われます。そこで、中学校や高校の養護教諭に理解を深めていただく、長期間にわたって腹痛が続いたりしたときに、可能性を考えてもらえ、早期発見につながるのではないかと思います。	教育庁保健体育課によると、学校現場では、過敏性腸症候群を持つ児童生徒が増えていることから、養護教諭は炎症性腸疾患も含め広く腸疾患に対する関心や理解を深め、相談に応じる体制を整えていると聞いています。具体的には、児童生徒の健康調査票からの情報や本人、家族からの相談内容に応じて、学校において生活上の配慮をしたり、必要に応じて専門医療機関の受診を勧めており、心配なことがあればぜひ担任や養護教諭に相談してほしいということです。	回答のとおり	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	グループホーム入所への経済的支援について	グループホームに経済的な理由で入所できない場合もあることから、経済的支援策について国に申し入れをしてほしい。	現行の制度では、グループホームの食費や居住費の負担軽減（補足給付）については対象となっており、利用料が高いことが利用の妨げとなっていることについては承知しているところです。そこで、平成21年に、島根県の独自の調査結果をふまえて、国へ経済的な支援策について要望を行ってきました。現在、国においては、介護保険制度の見直しの中で、グループホーム利用者の負担軽減を含め、低所得者対策について検討がなされているところであり、今後の動向を注視していきたいと思っています。	低所得の要介護者が、グループホームに入居する場合の利用者負担の軽減については、H24より市町村が地域の実情に応じて実施できるようになったところです。	高齢者福祉課
14	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	介護保険制度の利用について	介護保険の利用について制度が複雑で理解しにくい。	介護に関することは、まず市町村の地域包括支援センターへ相談してください。地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携して高齢者の安定した生活を支援しています。また、介護が必要になった場合は、市町村で要介護認定申請し、本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を立て、具体的なサービスを選ぶことになります。	回答のとおり	高齢者福祉課
15	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	サービス提供体制の確保について	益田地域に訪問系サービスが少ない	益田圏域の訪問系サービスの提供体制、とくに訪問看護や訪問リハといった医療系サービスについては、医療従事者等の人材確保や訪問距離が長く効率的でないなどの多くの課題があることから、全県と比べて、十分とはいえない状況にあることについては、承知しています。今後、第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、こうした状況をふまえ、適正にサービス提供体制が確保されるよう、関係市町村へ働きかけしていきたいと考えています。	回答のとおり	高齢者福祉課
16	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	入院中の患者が外泊する際の在宅サービス利用について	入院中の患者さんが退院前に外出や外泊をされた時に、介護保険のサービスが利用できないため、保険外での対応に金銭的な負担や利用できる事業所など無い場合がある。自宅に帰られてサービスを利用するのと同じように利用できないか	退院後の療養生活を安心して過ごせるよう、退院前から、高齢者の心身の状態や生活環境の調整を行う必要があり、外泊中にも、退院後必要となる介護保険サービスの利用、例えば、福祉用具貸与や訪問介護などを希望される実態があることは承知しています。しかし、現行制度では、病院から外泊する場合などについては、外泊中であっても、入院に必要な医療費が支払われていることから、医療保険と介護保険サービスとの両方を利用することはできないこととなっています。外泊は、退院を目的とした一時的な状況であるものの、退院後の療養生活の調整等を行う機会でもあることから、介護支援専門員が、中心となって、病院や関係機関とともに、高齢者の必要な情報を共有するなど、引き続き、退院後の生活支援について配慮してください。	回答のとおり	高齢者福祉課
17	06益田	04高齢者施策	01介護保険制度	施設入所について	特別養護老人ホームの入所待ちが多い重度の方でも、家族介護があれば、入所評価基準の点数が少ない。	入所申込者が増加する中、より緊急性の高い申込者が優先的に入所できるよう県老人福祉施設協議会が作成した「島根県特別養護老人ホーム入所指針」では、申込みがあった高齢者の身体的状況や介護者の有無等について点数化し、高点数の方から入所する仕組みとなっています。したがって、介護者のいる方については、点数上は評価が低くなるが、介護者の状況（高齢、病気・就労中）によっては介護が困難な状況と判断し、点数に反映されるので、施設側にその旨をしっかりと伝える必要があるものと考えます。	回答のとおり	高齢者福祉課
18	06益田	04高齢者施策	02介護人材	介護職の確保について	「介護」の課題雇用（景気）の調整弁として介護職が言われることについて、県はどのように認識しているか	島根労働局の発表によると、平成23年4月の有効求人倍率は0.83倍。県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに足踏みがみられ、依然として厳しい状況にあります。このような状況下、医療・福祉分野の求人は、事業所・施設の増加等により、前年同月（22年4月）に比べて20%増加しています。介護施設等は人員基準があり、必要な人員は確保しておく義務があり、景気の調整弁といった見方はできないと考えています。身体的にも精神的にも負担が大きい、休みが取りにくいといった悩みや不満が多く挙げられ、さらに、法人や事業所の理念、運営についての不満、職場の人間関係の問題等から仕事を辞めざるを得ない人もおり、介護職員を確保し、その定着を図ることが急務となっています。	回答のとおり	高齢者福祉課
19	06益田	04高齢者施策	02介護人材	介護職の処遇について	全産業の平均賃金よりも、10万円も低いといわれる格差について県はどのように考えるか	介護分野における質・量両面にわたる人材確保を図るため、他業種との賃金格差（約8万円）の是正や資格取得を進め、介護分野を魅力ある産業に成長させていくことが重要と考えます。国では、介護職員の処遇改善のため、21年度の介護報酬を3%プラス改定し、さらに介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ処遇改善交付金を交付し、賃金の引き上げを図るとともに、事業所におけるキャリアアップの仕組みが導入されるよう進めているところです。	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
20	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症の理解のための普及啓発について	地域で暮らす誰もが、認知症についての理解を深めることにより、認知症となっても尊厳が守られ安心して生活ができるような地域づくり、普及啓発が必要である。	認知症高齢者は環境の変化に影響を受けやすいことから、認知症の方が要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療や介護サービスだけでなく、地域の様々な関係者がネットワーク体制をつくり、継続的な支援体制を構築することは喫緊の課題であると考えています。そのためには、認知症の病気そのものや症状だけでなく、認知症高齢者の心の有様について理解を深めることは、大変重要なことであると認識しており、高齢化の進む島根県においては、広く、県民に普及啓発していく必要がありますと考えています。	・普及啓発の実施	高齢者福祉課
21	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症サポーターの養成等について	認知症サポーターの養成を積極的に行っていくとともに、フォローアップ体制をつくることで、認知症の理解者を一人でも増やしていく必要がある。	身近な地域において、認知症高齢者や家族を、やさしく、暖かく見守る応援団として、「認知症サポーター」を養成しており、この4月には、約1万8千人に達したところです。要望の認知症サポーターのフォローアップ研修については、県としては開催しておりませんが、市町村と協力して、一人でも多くの県民にこの認知症サポーターになって貰い、地域の認知症高齢者や家族の理解者を増やしていきたいと考えています。	・H23の実施状況 サポーター養成数（H23.12月末） 8,280人 累計23,744人	高齢者福祉課
22	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症を抱える家族に対する支援について	介護者同士の話しあう場づくり（ピアカウンセリング）が必要。	認知症の高齢者の方の介護をされている方は、常に認知症の高齢者の方に寄り添い、心配りする必要があることから、行き場のない介護の負担感や不安感、悩みやストレスを抱えていると認識しています。提案のあった同じ介護をしている方々同士が安心して話し合える場づくりについては、一人で悩まなくても大丈夫という仲間意識や、今やっている介護への肯定的な声かけにより、安心感や安堵感が生まれ、介護者の方の大きな支えになると思われます。現在、市町村においては、家族介護教室や交流会などの事業（地域支援事業）を実施して、こうした場づくりに取り組んでいるところですが、県としては、今後、さらにこうした機会を増やしていくよう、働きかけていきたいと考えています。	回答のとおり	高齢者福祉課
23	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症高齢者に対する支援体制について	権利擁護から成年後見制度まで、認知症高齢者の方が自分らしく生活できるための事業が継続的に行われるような支援体制が必要。	認知症などの症状により物事を判断する能力が十分でなくなった場合など、介護サービスの利用契約等の手続きの支援や高齢者の権利擁護、さまざまな生活支援が必要となってきますが、弁護士等の専門職による成年後見制度だけでは、今後ますます増大する後見業務の需要に対応できないことが見込まれます。こうしたことから、この度の6月15日の介護保険法等の関係法令の改正により、老人福祉法の一部改正がなされ、市町村が実施主体となって、一定程度の研修受講者を後見人として育成し、高齢者の生活を支える「市民後見人制度」が、平成24年4月から施行されることとなりました。認知症高齢者が、尊厳が守られ、自分らしく生活できるような支援体制の一つとして、市町村社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」や市町村が実施する「市民後見人制度」、家庭裁判所に申し立てをして財産管理や生活や療養支援を行う「成年後見人制度」など高齢者の認知症の段階に応じた制度を、継続的に、活用することができるよう、普及啓発に努めていきたいと考えています。	回答のとおり	高齢者福祉課
24	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症の方へのサービス提供体制の構築について	認知症の方の症状が悪化した時などの緊急的ショートステイの利用が困難であることから、その他のサービスや関係機関のネットワークも含めて、円滑にサービス利用ができるような体制が必要。	認知症の方は生活環境の変化に対応することが困難であり、妄想や徘徊、興奮状態が強く現れるときなどは、緊急的に対処する必要があるものの、慣れないサービスを利用することにより、さらに症状が悪化することが想定されます。そのため、日頃から、かかりつけ医や訪問看護などの医療サービスと、ケアマネジャー、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、グループホームなどの介護関係者がネットワークを構築することで速やかに対応することができると考えており、また、馴染みの介護サービス利用を組み合わせることで、認知症の方の安心感が保たれ、適切な介護ができるものと考えています。今後、こうした、身近な地域での認知症対策については、優先的に取り組むべきこととして位置づけ、第5期の介護保険事業計画の策定にあたっては、市町村へ強く働きかけていきたいと考えています。	回答のとおり 第5期計画においては新たに、地域の実情に応じ、認知症支援等の充実についても計画に盛り込んでいくよう検討されているところです。	高齢者福祉課
25	06益田	04高齢者施策	03認知症対策	認知症に対する医療機関等職員への研修について	介護家族の気持ちに立った対応や相談ができるよう、医療機関や福祉施設公共機関などの職員への研修の充実を図ってほしい。	認知症の高齢者の方を、もっとも身近で支えることができるのは、やはり、ご家族。認知症の高齢者本人を支えることと同様に、家族の戸惑いや不安、孤立感や介護の負担感などの心情を察して支えていく必要があります。医療や介護に従事する職員は、こうした家族と接するわずかな時間や機会を大切に、さまざまなメッセージに気づき、ともに悩みを共有して受け止める姿勢が重要であると考えています。そこで、昨年度から、福祉施設や居宅サービス事業所など、介護家族と接する介護職員を対象とした家族支援のための研修会を開催し、7市町村を会場に約600人が受講された。今年度は、6市町村から申し込みがあり、今後開催予定としています。また、地域支援事業により取り組まれている市町村もあります。県としては、認知症対策を重要な施策の一つとして位置づけ、今後もさらに積極的に取り組んでいきたいと考えています。	回答のとおり 5市町で実施 (350人受講見込み)	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
26	06益田	04高齢者施策	06その他	医療・介護の連携について	医療と介護の在り方について、ケアマネジャーがうまく医療と介護のサービスをつなげることが必要だがどのように県は考えているか	病院からの退院時や、施設から在宅へ帰る際には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、高齢者の立場に立って、心身の状態や生活環境の調整を行うなどして、適切なサービスが途切れることなく提供されるよう、関係機関と十分な連携を図ることが重要です。こうしたことから、平成21年度の介護報酬改定において、病院からの退院又は施設等からの退所時に、介護支援専門員が病院等の職員と面談等を行い利用者に関する必要な情報を得たうえで、ケアプランの作成、サービスを調整した場合について、介護報酬において「退院・退所加算」が創設されたところです。益田圏域では、この「退院・退所加算」の利用者の方が年々増加していることや、また、入院に際して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が病院等へ必要な情報を提供した場合に算定できる「医療連携加算」の利用者も年々増えていることから、少しずつではありますが、こうした連携が図られつつあると考えています。県としては、介護支援専門員が、このような医療サービスと介護サービスのマネジメントを行うにあたって、高齢者の方やその家族に対して、わかりやすく適切な対応ができるよう、引き続き、事業所へ赴いて行う実地指導や、集団指導の機会を通じてケアマネジメントの質の向上に努めていきます。	回答のとおり	高齢者福祉課
27	06益田	05児童・家庭施策	03里親制度	里親会のあり方について	近年、社会的養護という考えが大きくなり、里親制度が見直されてきたことは、里親にとってうれしいことであり、里子にとっても有利なことだと思います。しかし、ここ最近の動き（空気）はどうも社会的養護という元に小施設化の方向、もっと言えばビジネス化の方向に動いているような気がしてなりません。本来、里親と里子は長い月日の中で、真の親子関係を作ることには大きな意義があると考えています。こうした時代、社会的養護の必要性は認めるものですが、里親会としては従来のように里子の幸せを願う里親を目指して行くべきではと考えます。絆という言葉、親子という絆を子供の成長の中で確たるものにする事を目指して行きたいと考えます。	社会的養護の役割は、かつての親が無い、親に育てられない子どもへの施策から、虐待を受けて心に傷を持つ子ども、障がいのある子どもなどへの支援を行う施策へと変化しています。背景としては、少子化や核家族化、地域コミュニティの弱体化など、家庭や育児を取り巻く社会環境の大きな変化などがあげられます。こうした状況を踏まえ、国において、社会的養護の課題と将来像に関する議論が進められ、このほどとりまとめが行われました。その中で、社会的養護の基本的方向の一つとして「家庭的養護の推進」が掲げられ、里親やファミリーホームなどの家庭的養護を優先する必要があると述べられています。今回のとりまとめにおける基本的な考え方では、『社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」、そして「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の「公的責任」で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する』としています。愛着関係を築くことが困難であったり、心の傷を抱えている子どもたちにとって、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で心の糧を育んでいくことができる、そうした観点からも、家庭で養育していただく意義は大変なものです。里親への委託促進に向けては、里親制度の意義や、里親の皆さんの日頃のご尽力について、広く県民の方々に周知を図り、理解を深めていただくとともに、その理解を新たな里親の開拓や、児童の委託促進等につなげていただくことが重要です。引き続き里親会の皆さんと協力しながら、里親制度の一層の普及啓発に努めたいと考えています。	H24当初予算措置 ●「家庭的養護促進事業」を継続して実施し、児童相談所等関係機関と連携して、普及啓発活動や訪問援助活動、委託促進活動等を行う。 ●「家庭生活体験事業」を継続して実施し、里親の啓発を図り、併せて里親登録及び里親への委託の促進を図る。	青少年家庭課